

安全データシート (SDS)

作成日：2020年2月1日

1. 製品及び会社情報

製品名：： 蛍光剤入りのハイドロリックシール
品番： LL-100-1HSF、LL-100-2HSF、LL-100-18HSF、LL-100-200HSF
用途： 油圧作動油漏れ止め、漏れ検知、そして予防保全
会社名： 株式会社MOBILY
住所： 〒630-0101 奈良県生駒市高山町5655
TEL： 0743-21-0005 FAX： 0743-21-0006

2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性： この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱ってください。
危険物第4類 第3油類 (消防法 危険物)

GHS 分類

物理化学的危険性：

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	分類できない
自然発火性個体	分類対象外
自然発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類できない
酸化性液体	分類できない
酸化性個体	分類対象外
有機過氧化物	分類できない
金属腐食性物質	分類できない

人健康有害性：

急性毒性 (経口)	分類できない
急性毒性 (経皮)	分類できない
急性毒性 (吸入：気体)	分類対象外
急性毒性 (吸入：蒸気)	分類できない

急性毒性（吸入：粉塵）	分類対象外
急性毒性（吸入：ミスト）	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	分類できない
眼に対する重篤な損傷・眼刺激劇性	分類できない
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器・全身毒性 （単回ばく露）	分類できない
特定標的臓器・全身毒性 （反復ばく露）	分類できない
呼吸性呼吸器有害性	分類できない

環境有害性：

水生環境急性有害性	区分3 水生生物に有害
水生環境慢性有害性	区分3 長期継続的影響により 水生生物に有害

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 注意・危険

危険有害性情報：

- 吸入すると有害（ミスト）
- 軽度の皮膚刺激
- 眼刺激
- 遺伝性疾患のおそれの疑い
- 発がんのおそれ
- 肺の障害のおそれ
- 長期又は反復ばく露による肺、皮膚の障害
- 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- 長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き：

安全対策:

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。

応急措置:

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
漏出物を回収すること。

廃棄:

直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。
内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物

成分/化学名	重量%	CAS Number
成分及び含有量		
水素処理重パラフィン系石油留分	50~90	64742-54-7
潤滑油添加剤	<4	非公開
蛍光剤	2~5	非公開
2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	<1	128-39-2
化学特性（化学式）	特定できない。	
官報公示整理番号（化審法、労働安全衛生法）	企業秘密なので記載できない	

危険有害成分

労働安全衛生法	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール(第57条の2 通知対象物質)
毒物劇物取締法	非該当

4. 応急措置

- 一般的アドバイス:** 危険域から避難させる。
この安全データシートを担当医に見せる。
被災者を一人にしない。
- 吸入した場合:** 新鮮な空気の場所に移動させ、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
身体を毛布などで被い保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸気道確保の上で人工呼吸を行う。
- 皮膚に付着した場合:** 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼水で洗う。
汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。
加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する措置を行わなければならない。また、水疱、痛みなどの症状がでた場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合:** 清浄な水で十分に目を洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- 飲み込んだ場合:** 無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受ける。
無理に吐かせるとかえって肺への吸引等の危険が増す。
口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗浄し、コップ1~2杯の水または牛乳を飲ませ、直ちに医師の処置を受ける。
- 応急処置をする者の保護:** 救護者は、ゴム手袋、ゴーグルなどの適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- 消火剤:** 粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス類使用のこと
- 使ってはならない消火剤:** 棒状水を用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある
- 特有の危険有害性:** 火災時には消火用水が排水溝ないし水路へ流出しないよう防止すること。
- 特有の消火方法:** 消火作業は可能な限り風上から行う。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。

大規模火災の際には、泡消火薬剤を用いて空気を遮断することが有効である。
注水は火災を拡大して危険な場合がある。

消火を行う者の保護: 消火の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。
皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護服及び緊急時措置:

除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項: 流出して製品が河川・下水道等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。危険地域より人を退避させる。

危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。

少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。

大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、出来るだけ空容器に回収し、

河川・下水道等に排出されない様に注意する。薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策: 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
環境規制に従って汚染された物体および場所をよく洗浄する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策: 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
容器から取り出す時はポンプなどを使用すること、細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
容器は必ず密閉する。取扱には適切な保護具を必ず着用し直接の接触を避ける。
容器から取り出す時には適切な道具を使用すること。
また、口の中に入れたり、食べたりしてはならない。

局所排気・全体換気: 室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。

換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

注意事項：

火気注意

安全取扱注意事項：

取扱い後はよく手を洗うこと。

容器を開ける時は、手を切る恐れがあるので、保護手袋を着用する。

衛生対策：

作業中は飲食、喫煙をしない。休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、

取扱い後に手、顔等をよく洗う。

また、休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいならない。

保管

安全な保管条件：

直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。保管の際には危険物の表示を行う。

ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。

保管場所に施錠して保管することが望ましい。

安全な容器包装材料：

容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

容器は溶接、加工、穴あけ、または切断を行うと、爆発を伴って残留物が飛散することがあるので注意する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：

ミスト・蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。

取扱い場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

許容濃度：

管理濃度： 規定なし（作業環境評価基準：労働省告示第26号、平成7年3月27日）

許容濃度： 日本産業衛生学会 現在のところ有用な情報無し。

ACGIH 時間荷重平均 TWA 2mg/m³ (2,6-Di-tert-Butyl-4-Cresol)

ACGIH 時間荷重平均 TWA 5mg/m³ (水素処理重パラフィン系石油留分)

保護具：

呼吸用保護具： 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。

手の保護： 長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

眼の保護具： 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具： 長時間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業衣、安全靴を着用する。

濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理的及び化学的特性

外観：液体	蒸発速度：測定データ無し
色：濃い琥珀色	引火下限界：測定データ無し
臭気：軽度	引火上限界：測定データ無し
臭気限界：測定データ無し	蒸気圧：測定データ無し
物理状態：液体	蒸気密度：1未満
pH：測定データ無し	比重（密度）：0.86 g/cm ³ @20℃
動粘度@40℃：>20.5 mm ² /s	水への溶解度：溶解性なし
融点・凝固点：測定データ無し	オクタノール・水分係数：測定データ無し
沸点：-33	自然発火温度：測定データ無し
引火点：221℃	揮発性、wt. %：測定データ無し
発火点：測定データ無し	揮発性有機化合物(VOC)，wt. %：測定データ無し

注意：ここで記載された物理的データは一般的な値であり、仕様として解釈されるべきではない。

10.安定性及び反応性

反応性：	指示通りに保管または使用した場合は、分解することはない。
化学的安定性：	通常の手扱い条件(常温・常圧)の下で安定である。
危険有害反応可能性：	強アルカリとの接触を避ける。
避けるべき条件：	混触危険物質との接触。
混触危険物質：	引火しやすい物質、発火しやすい物質、酸性物質、塩基性物質、酸化性物質、還元性物質、有機過酸化性物質
危険有害な分解生成物：	情報なし

11.有害性情報

急性毒性：	
急性毒性（経口）：	基油についての有用な情報なし。 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
急性毒性（経皮）：	基油についての有用な情報なし。 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
急性毒性（吸入）：	基油についての有用な情報なし。 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
皮膚腐食性・刺激性：	基油についての有用な情報なし。 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
眼に対する重篤な損傷・刺激性：	基油についての有用な情報なし。 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
呼吸器感作性又は皮膚感作性：	

基油についての有用な情報なし。

混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

生殖細胞変異原性： 基油についての有用な情報なし。

混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

発ガン性： IARCによる発がん性名簿にはない。（基油）

混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

生殖毒性： 基油についての有用な情報なし。

混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

特定標的臓器・全身毒性

－単回暴露： 基油についての有用な情報なし。

混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

－反復暴露： 基油についての有用な情報なし。

混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

吸引性呼吸器有害性： 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

12.環境影響情報

生態毒性： 水生生物毒性 長期継続的影響により水生生物に有害

成分/化学名	CAS Number	LD50 (oral)	LC50
2,6 - ジ -tert- ブチルフェノール	128-39-2	測定データ無し	0.89mg/l (ニジマス)

残留性/分解性： 基油についての有用な情報なし。

生体蓄積性： 基油についての有用な情報なし。

土壤中の移動性： 基油についての有用な情報なし

13.廃棄上の注意

廃棄方法

内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

投棄禁止。

埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処理をする

こと。空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

IMDG分類 国連分類： 非該当

国内規制： 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上輸送 消防法 危険物 第4類 第4石油類 危険等級Ⅲ

海上輸送 船舶安全法 非危険物（個別運送及びバラ積み運送に於いて）

航空輸送 航空法 非危険物

輸送の特定の

安全対策及び条件： 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。

指定数量以上を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げ、消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。

第1類及び第6類の危険物及び高压ガスを混載しない。

15.適用法令

化審法：

【既存化学物質】：

成分/化学名	CAS Number	化審法番号
水素処理重パラフィン系石油留分	64742-54-7	
溶剤脱ワックス重パラフィン系石油留分	64742-65-0	
水素処理重ナフテン系石油留分	64742-52-5	
ジイソオクチル＝アジパート	1330-86-5	2-879
2,6-ジ-tert-ブチルフェノール	128-39-2	3-526
エチレンプロピレンゴム	25038-36-2	6-47
2-エチル-1-ヘキサノール	104-76-7	2-217
トリフェニルホスファイト	101-02-0	3-2501
2-メチルプロパー1-エン重合物	9003-27-4	6-774
アクリル酸エチル	140-88-5	2-988

【特定化学物質】：該当なし

【旧第二種監視化学物質/旧第三種監視化学物質】：

成分/化学名	CAS Number	
2,6-ジ-tert-ブチルフェノール	128-39-2	旧第三種監視化学物質
2-エチルヘキサン-1-オール	104-76-7	旧第二種監視化学物質
アクリル酸エチル	140-88-5	旧第二種監視化学物質

【優先評価化学物質】：

成分/化学名	CAS Number
2,6-ジ-tert-ブチルフェノール	128-39-2
2-エチルヘキサン-1-オール	104-76-7

アクリル酸エチル 140-88-5

【旧法第4条第4項の規定による化学物質】：該当なし

【既存化学物質の生分解及び生物濃縮】：

成分/化学名	CAS Number
2,6-ジ-tert-ブチルフェノール	128-39-2
2-エチルヘキサン-1-オール	104-76-7
アクリル酸エチル	140-88-5

【名称等を通知すべき危険物質】

成分/化学名	CAS Number
水素処理重パラフィン系石油留分	64742-54-7
溶剤脱ワックス重パラフィン系石油留分	64742-65-0
水素処理重ナフテン系石油留分	64742-52-5

消防法：第四類第三石油類 危険等級Ⅲ

労働安全衛生法：通知対象物

水質汚濁防止法：油分排出規制(5mg/L 許容濃度)

海洋汚染物質：有害汚染物質に該当しない

下水道法：鉱油類排出規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：産業廃棄物規則

発がん物質分類：

OSHA (O)	労働安全衛生庁
ACGIH (G)	米国産業衛生専門家会議
	A1- 確定の発がん物質がある
	A2- 発がん性が疑われる物質がある
	A3- 動物発がん物質がある
	A4- 発がん物質を分類できない
	A5- 発がん物質は疑われない

IARC (I)	国際がん研究機関
	1- 発がん性がある
	2A- 恐らく発がん性がある
	2B- 発がん性の恐れがある
	3- 発がん性を分類できない
	4- 恐らく発がん性はない

NTP (N)	国家毒性プログラム
	1- 発がん物質がある
	2- 発がん物質が適当に予期される

16.その他の情報

引用文献等:

- (1) 製品安全データシート作成指針（日本化学工業協会）
- (2) 「化学物質の自主的な管理の改善を目指して」（中小企業基盤整備機構）
- (3) 「化学物質審査規制法対応講習会テキスト」（中小企業基盤整備機構）
- (4) 化学物質総合情報提供システム（製品評価技術基盤機構）
- (5) 日本工業標準調査会JIS Z 7250
- (6) 許容濃度等の勧告、日本産業衛生学会（2006）
- (7) 「GHS対応ラベルおよびSDSの作成マニュアル」（厚生労働省医薬食品局 審査管理課化学物質安全対策室）
- (8) Risloneハイドロリックシール

記載内容：ここに記載されている情報は知りうる限りの情報に基づいて作成しておりますが万全ではありません。またいずれの情報もこれを保証するものではありません。色々危険について述べておりますが、危険の存在可能性のみを記載しているものであり補償の対象ではなく、安全の保証をするものではありません。注意事項は通常の手配を前提にしたものですので、化学品の適合性の最終決定責任者は使用者自らであることを理解し、用途に適した安全対策を講じた上で御利用願います。

- SDSの終了 -